

補 足 ・ 訂 正

「令和3年度 退職予定者向け 共済制度説明会」冊子について、お詫びのうえ、次のとおり訂正・補足いたします。

【訂正】

P31	7. 年金の繰下げ制度について
P33	1. 退職年金

次のとおり訂正します。

誤	正
令和4年4月改正：繰上げの上限が、70歳から 75歳まで に引き上げられました。	令和4年4月改正：繰下げの上限が、70歳から 75歳まで に引き上げられました。

P55	【2】任意継続組合員の申出手続きについて 3. 申出期間
-----	---------------------------------

次のとおり訂正します。

誤	正
退職後の申出期間 令和4年3月31日（木）～ 令和3年4月19日（火）の消印まで	退職後の申出期間 令和4年3月31日（木）～ 令和4年4月19日（火）の消印まで

【補足】

P30	6. 年金の繰上げ制度について
-----	-----------------

このページの中で、年金を繰り上げ請求した場合の減額率につきまして、令和4年4月施行の新制度に基づき「0.4%」としていますが、「0.4%」が適用されるのは、昭和37年4月2日以後生まれの方のみです。

昭和37年4月1日以前生まれの方は、現行の「0.5%」から変更ありません。

（公立学校共済組合大阪支部 HP で配信中の音声動画につきまして、「6（2）繰上げ支給の老齢基礎年金」の説明の中で、減額率を「0.4%」と説明していますが、正しくは「0.5%」です。）

P47	【12】〈特集〉年金制度改正法について教えて！ (2) イ 年金の繰り上げ受給した場合の減額率の改定（現行0.5%→改正後0.4%）
-----	---

上記と同様に、改正後の「0.4%」が適用されるのは、昭和37年4月2日以後生まれの方のみです。

昭和37年4月1日以前生まれの方は、現行の「0.5%」から変更ありません。